

福島県環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時 平成 17 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 00 分から 3 時 30 分
- 2 場 所 福島県自治会館 3 階 第 301 会議室
- 3 出席者
福島県環境影響評価審査会委員 8 名
県 5 名
傍聴者 4 名
- 4 議 事

(1) あらかわクリーンセンター建替に係る環境影響評価準備書について

福島市から提出のあった「あらかわクリーンセンター建替に係る環境影響評価準備書」について、資料 1 ～ 5 に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。

なお、本準備書について、各委員より、複数のごみ処理方式が併記された形で予測・評価されていることから、分かりにくいという意見が提出されていたことを踏まえ、これに至った経緯を事務局より説明した。また、知事意見通知後、事業者により決定されたごみ処理方式に基づき評価書が作成されるが、福島県環境影響評価条例の手続き上、評価書に対する審査会の意見を聴く機会がないことから、任意の手続きとして、評価書案の段階で改めて各委員に意見照会を行い、この意見を評価書に反映させることについての了解を事業者から得ている旨を併せて説明した。

審議における発言要旨は次のとおり。

- (委員) 今回の準備書は、ごみ処理方式が決定されていないことから具体的な内容が把握しにくく、従来のように意見が出せない内容であった。入札が遅れたことが原因のようであるが、今後はこのようなことのないように、時間を逆算して手続きを行っていただきたい。
- (事務局) 本準備書は、4 つの方式が記載されているため、特に評価の部分で分かりにくいものとなってしまった。
- (委員) 本事業は公設民営の方式で実施されることから環境への負荷低減が優先される仕組みを明示すべきとの意見が出ているが、これについてはいかがか。
- (事務局) 事業実施方式は PFI に準じた手法であり、資金の調達と施設の所有は福島市が行う。事業における最終的な責任は市にあることが基本である。知事意見 (案) 1(2) では環境への負荷低減を最優先した運営を行うべきこと述べており、評価書において、福島市の責務を明確に記述するよう求めていく。なお、福島市のホームページによると総合評価の一般競争入札において、7 社から技術提案書の提出があり、3 月中旬には民間事業者が決定される予定となっている。
- (委員) 要求水準書は、環境基準等に基づき作成されていると考えられるが、処理方式が決定されることで、環境負荷をできるだけ低くするような措置が講じられるのか。

(事務局) 準備書においては、要求水準書の上限値により予測・評価が行われている。事業者が決定されれば、詳細設計が行われ、具体的な排出諸元に基づいた詳細な環境影響評価がなされる。特に大気や水質については準備書と同等若しくはそれ以上の負荷低減が見込めると考える。

(委員) そのことは、評価書(案)の中で示されるのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 福島恵風園で騒音が基準を超過しているので、できる限り低減するよう配慮していただきたい。

(事務局) 現況の夜間調査において基準を超過している。事後調査などにより要因についての検証を行い、必要な対策を講じていくことになると思う。

(委員) 要求水準書が出されているということだが、準備書には入札に際して環境への負荷低減が優先されるのか、それとも価格が優先されるのか、明確に記載されていない。本審査会としては環境への配慮を優先させるべきことを知事意見の中に盛り込むことができるのか。

(事務局) 要求水準書は最低のラインを示したものである。環境面の他、コスト面、維持管理面等の要素を踏まえて、事業者の選定がなされると聞いている。

(委員) 施設が完成してから 20 年間の運営を福島市が民間事業者に委託することになると思うが、責任の主体は福島市であると考えてよいか。

(事務局) よい。ただし、日常の管理は民間事業者の裁量で行われることになると思う。知事意見(案)1(2)ではこうした責任分担の状況を明確にするよう求めている。

(委員) 福島市と民間事業者の責任分担については評価書の中で示していただきたい。

(事務局) 拝承。

(議長) それでは、先ほど示していただいた事務局案を審査会の意見としてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(2) その他

平成 16 年 10 月 29 日に開催した福島県環境影響評価審査会の議事概要(案)について、資料 6 に基づき事務局から説明を行った後、質疑応答を行った。今後は事務局で作成した議事概要(案)を各委員に送付して了解が得られれば、ホームページ等で公表することとなった。

以上